

愛媛県立子ども療育センター
感染性産業廃棄物収集運搬業務委託仕様書

1 契約業務の内容

愛媛県立子ども療育センターから排出される感染性産業廃棄物を、愛媛県立子ども療育センター内の集積場所から処分場まで収集・運搬すること。

ただし、廃棄物の発生場所から院内の集積場所までの収集・運搬は含まれない。

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

3 廃棄物の種類及び見込数量

感染性産業廃棄物（48L箱）及び針等（プラスチック40L容器）の収集・運搬

見込数量：約4,000箱

4 処分場

別途、所長が指定する。

5 廃棄物の収集・運搬にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令、産業廃棄物適正処理指導要綱並びに以下の項目を遵守し、院内の集積場所に貯留することのないよう速やかに処理するものとする。

- (1) 交通法規を遵守し、誠実に収集、運搬業務を行うこと。
- (2) 生活衛生上、環境保全上遺漏のないよう細心の注意を払い、専用の車両で廃棄物を処理施設へ収集、運搬すること。その際の基準は次のとおりである。
 - ① 廃棄物が飛散したり、流失しないこと
 - ② 収集または運搬に伴う悪臭、騒音、振動等によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じること
 - ③ 収集または運搬は、人の健康や生活環境に被害が生じないようにすること
 - ④ その他の物と混合する恐れがないよう区分して収集、運搬すること
 - ⑤ 運搬車及び運搬容器は、廃棄物が飛散流出したり、悪臭が漏れる恐れのないよう専用車を使用すること
 - ⑥ 収集、運搬を行う者は、廃棄物の種類その他の事項を文書に記載し、携帯すること
 - ⑦ 収集後、直接処分施設（焼却施設等）へ運搬すること
- (3) 収集、運搬車両については、次のような車両を使用すること
 - ① 廃棄物は飛散、流出及び悪臭が漏れる恐れのないものとする
 - ② 梱包容器が車両から落下する恐れがない構造とする

③ 屋根や覆いのない車両を使用する場合、梱包容器が雨水による影響を受けないこと

6 安全管理について

委託された廃棄物の発生工程、形状、性状を熟知し、運搬過程で不測の事故に直面した場合、応急処置が必要かどうかを判断し、二次災害の発生を防ぐために必要な措置を講ずるよう日頃から作業員の教育や安全管理を行うこと。

また、廃棄物の取扱いにあたっては、手袋、マスクなどを着用し、感染予防に努めること。

7 廃棄物のマニフェストについて

廃棄物を引き渡す際には、廃棄物の種類、量、形状、取扱方法等を記載したマニフェストを交付するので、収集、運搬が行われた後、速やかに確認のマニフェストを返送すること。